第四条第四号ハ中「インターレーシングマシン」の下に「であって、繊維を成型品用に織り、編み若しくは組むために特に設計又は改造したもの」を加え、同条第十号ロ（二）を次のように改める。

（二）　削除

第四条第十三号イ中「ビスマレイミド」の下に「ガラス転移点が二九〇度を超える」を加え、同条第十六号中「若しくは炭化ほう素」を削り、「であって、」の下に「ほう素の重量比による」を加え、「これらの」を「その」に改め、「混合物」の下に「、粒子の径が六〇マイクロメートル以下のほう素合金であって、ほう素の重量比が八五パーセント以上のもの若しくはその混合物」を加える。

第五条第一号ロを次のように改める。

ロ　削除

第五条第二号ロ中「又は中ぐり」を削り、同号ホ中「該当する」の下に「回転軸の数が少なくとも二以上の」を加え、同号ホ（一）中「回転軸の数が二以上の」を削り、同条第八号中「以下この条において同じ。）」の下に「又はその部分品」を、「いずれかに該当するもの」の下に「（第二号又は第三号に該当するものを除く。）」を加え、同号イ中「ＩＳＯ一〇三六〇／二（二〇〇一）（座標計測第二部）」を削り、「最大許容指示誤差」を「最大許容長さ測定誤差」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　第一条第十七号ロ（三）に該当するものの部分品であって、当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの

第五条第十号中「測定装置又は」を「フィードバック装置、複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであって、測定装置又は」に、「附属装置であって」を「附属装置であるもののうち」に改め、同号イを次のように改める。

イ　フィードバック装置であって、直線上の位置を検出する位置検出器を有し、当該装置の精度が位置検出器のミリメートルで表したスケールの有効長さの十万分の六パーセントに〇・〇〇〇八ミリメートルを加えて得た数値未満のもの

第六条第一号ニを次のように改める。

ニ　削除

第六条第一号ホ（一）2中「二〇〇メガサンプリング毎秒」を「三〇〇メガサンプリング毎秒」に改め、同号ホ（一）3中「一〇五メガサンプリング毎秒」を「二〇〇メガサンプリング毎秒」に改め、同号ホ（一）4中「一〇メガサンプリング毎秒」を「一二五メガサンプリング毎秒」に改め、同号ホ（一）5中「二・五メガサンプリング毎秒」を「二〇メガサンプリング毎秒」に改め、同号ホ（二）を次のように改める。

（二）　デジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの

1　分解能が一〇ビット以上のものであって、調整された更新速度が三、五〇〇メガサンプリング毎秒以上のもの

2　分解能が一二ビット以上のものであって、調整された更新速度が一、二五〇メガサンプリング毎秒以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの

一　一二ビットの分解能で動作する場合のアナログ出力値が、フルスケールのレベルからフルスケールの〇・〇二四パーセントのレベルに変化するまでのセトリング時間が九ナノ秒未満のもの

二　一〇〇メガヘルツのデジタル入力信号でフルスケールを出力する場合又は一〇〇メガヘルツ未満のデジタル入力信号で最も高いフルスケールを出力する場合のスプリアス・フリー・ダイナミック・レンジが六八デシベルを超えるもの

第六条第二号ハ中「（四〇・五ギガヘルツ以上四二・五ギガヘルツ以下の動作周波数で使用するように設計した衛星放送用のものを除く。）」を削り、同号ハ（一）中「六ギガヘルツ以下」を「六・八ギガヘルツ以下」に改め、同号ハ（二）中「六ギガヘルツ超」を「六・八ギガヘルツ超」に改め、同号ハ（四）中「のもの」を「であって、平均出力値が〇・一ナノワットを超えるもの」に改め、同号ハ（六）の「四三・五ギガヘルツを」の下に「超え、平均出力値が〇・一ナノワットを」を加え、同号ニ（一）中「六ギガヘルツ以下」を「六・八ギガヘルツ以下」に改め、同号ニ（二）中「六ギガヘルツ超」を「六・八ギガヘルツ超」に改め、同号ニ（五）中「四三・五ギガヘルツを」の下に「超え、平均出力値が〇・一ナノワットを」を加え、同号ホ中「又は四〇・五ギガヘルツ以上四二・五ギガヘルツ以下の動作周波数で使用するように設計した衛星放送用のもの」を削り、同号ホ（一）中「六ギガヘルツ以下」を「六・八ギガヘルツ以下」に改め、同号ホ（二）中「六ギガヘルツ超」を「六・八ギガヘルツ超」に改め、同号ホ（三）中「のもの」を「であって、平均出力値が〇・一ナノワットを超えるもの」に改め、同号ホ（五）中「四三・五ギガヘルツを」の下に「超え、平均出力値が〇・一ナノワットを」を加える。

第六条第十一号を削り、同条第十号の二を同条第十一号とする。

第六条第十二号イ中「周波数を分析することができ」を「いずれかの周波数帯域で」に改め、同号ロ中「を超える周波数を分析することができるもの」を「超七〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、表示平均ノイズレベルがマイナス一五〇ディービーエム毎ヘルツ未満のもの」に改め、同号ハ中「五〇〇キロヘルツ」を「四〇メガヘルツ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　無線周波数分析器であって、七〇ギガヘルツを超える周波数を分析することができるもの

第六条第十三号イ中「最大合成出力周波数が」を削り、「四三・五ギガヘルツ以下であって」を「七〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で」に改め、同号ロ中「最大合成出力周波数が」を削り、「を超えるもの」を「超七〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、出力一〇〇ミリワット（一〇ディービーエム）を超えるもの」に改め、同号ハ（五）中「を超える」を「超五六ギガヘルツ以下の」に改め、「範囲で、」の下に「五五〇メガヘルツを超えるいずれかの」を加え、同号ハに次のように加える。

（六）　五六ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

第六条第十三号ニ中「最大」を削り、「を超え」を「超七〇ギガヘルツ以下であって」に改め、同号に次のように加える。

ホ　最大合成出力周波数が七〇ギガヘルツを超えるもの

第六条第十七号ニ中「一八〇」を「六五」に改め、同号ヘ（一）2中「〇・四五」を「〇・三五」に、「一八〇」を「九五」に改め、同号ヘ（二）中「一八〇」を「九五」に改める。

第七条第一号ロ（三）中「一、〇〇〇万分の一」を「一億分の一」に改め、同条第三号ト中「前条第一号ホ（一）」を「デジタル電子計算機の附属装置であって、前条第一号ホ（一）」に改め、同号チ中「複数のデジタル」の下に「電子」を、「設計した」の下に「、デジタル電子計算機の附属」を加える。

第八条第一号中「、光ファイバー通信ケーブル」を削り、第八条第四号を次のように改める。

四　通信用の光ファイバーであって、長さが五〇〇メートルを超えるもののうち、引張強さが二ギガニュートン毎平方メートル以上のもの

第八条第九号中「へからカまで」を「へからヨまで」に改め、同号に次のように加える。

ヨ　第九号ロ又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する機能を有していない装置であって、第九号イ又はハからホまでのいずれかに該当する暗号機能全てについて、次のいずれかに該当するもの

（一）　当該暗号機能を使用することができないもの

（二）　当該暗号機能が、暗号機能有効化の手段によってのみ使用可能となるもの（既に暗号機能有効化がなされたものを除く。）

第八条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　装置、電子組立品、モジュール又は集積回路であって、これらを用いることによってのみ、ある貨物が第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの